

■大山崎町個人情報保護条例（平成 16 年 6 月 30 日条例第 10 号）抜粋

(収集の制限)

第 5 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ収集する目的(以下「収集目的」という。)及び収集する根拠を明確にするとともに、当該収集目的を達成するために必要な限度を超えて収集してはならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づくとき又は大山崎町個人情報保護運営審議会(第 39 条第 1 項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、実施機関がその権限に属する事務を執行するため必要があると認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 他の実施機関、国又は他の地方公共団体から収集する場合で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

5 実施機関は、前項第 6 号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、収集目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第6号に規定する場合において、個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。